

○川辺町成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和4年3月31日

告示第38号

川辺町成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成18年川辺町告示第22号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を図るために実施する成年後見制度利用支援事業(以下「支援事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の内容)

第2条 支援事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項及び第876条の9第1項に規定する審判の請求(以下「審判請求」という。)について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、町長が家庭裁判所に対して行う審判の申立て(以下「町長申立て」という。)に関する支援

(2) 家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1の13の項、31の項及び50の項の事項についての審判により家庭裁判所が決定した報酬等に関する支援

(支援事業の対象者)

第3条 支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、判断能力等の低下等の理由で身上監護に係る契約等の法律行為及び自己の財産管理が困難な者とする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者で、65歳以上の高齢者又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 町長がその福祉を図るために特に必要と認めた者

2 町長は、前項第1号の規定にかかわらず、本町から町外の介護保険施設、障害者支援施設その他の福祉関連施設又は病院に長期入院したことにより町外に転出した者については、転出先の市町村における審判請求に係る援護の状況等を勘案し、特に必要があると認めた場合は対象者とすることができる。

(町長申立てに係る調査)

第4条 町長は、町長申立てを行うにあたりその必要性を判断するため、対象者について、次に掲げる事項を調査するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由により調査を実施することが困難であり、かつ、明らかに対象者の権利擁護を図るために町長申立てを行う必要があると判断したときは、この限りでない。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
  - (2) 対象者の健康状態、生活状況及び資産の状況
  - (3) 対象者に対する各種サービスの利用及びこれに付随する財産管理など日常生活における支援の必要性
  - (4) 対象者の配偶者又は二親等内の親族の有無
  - (5) 前号に掲げる親族がいる場合において、当該親族による対象者の保護の可能性及び審判請求を行う意思の有無
  - (6) その他町長が確認を必要とする事項
- (町長申立て)

第5条 町長は、前条の規定に基づく調査を実施した結果、次の各号のいずれかに該当し、かつ、対象者の権利擁護を図るために成年後見人等の選任が必要であると判断したときは、町長申立てを行うものとする。

- (1) 対象者に配偶者又は二親等内の親族がいないとき。
  - (2) 対象者に配偶者又は二親等内の親族があっても、当該親族が音信不通等の理由により審判請求が困難であると町長が判断したとき。
  - (3) 対象者に配偶者又は二親等内の親族があっても、当該親族による対象者に対する虐待の事実があるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、三親等又は四親等の親族で審判の申立てを行う者の存在が明らかなきときは、町長申立ては行わないものとする。
- 3 町長申立てに係る手続は、家庭裁判所の定めるところにより行うものとする。
- (申立て費用の負担)

第6条 町長は、第2条第1号の規定に基づく町長申立てに要する費用を負担するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により負担した費用について、対象者又は親族等が負担すべきであると判断したときは、町長申立てと併せて家事事件手続法第28条第2項の規定に基づく費用負担を命ずる審判の申立てを上申書(様式第1号)により、家庭裁判所に対し行うことができる。ただし、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた対象者(以下「成年被後見人等」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付等受給者
- (3) 次に掲げる要件のすべてに該当する者
  - ア 町民税非課税世帯
  - イ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で25万円以下、世帯員が1人増えるごとに25万円を加算した額以下
  - ウ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- (4) その他助成を受けなければ、制度の利用が困難であると町長が認める者

3 町長は、前項に規定する申立てにより、裁判所から手続費用の負担命令があったときは、その負担命令を受けた者に対し、後見開始等審判請求に要した費用の請求について(様式第2号)により当該費用を求償するものとする。

(費用の助成)

第7条 町長は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬に係る費用を負担する者がいない場合に限り、成年被後見人等に対しその費用を助成することができる。ただし、次条に規定する助成の申請を行う前に成年被後見人等が死亡した場合又は家庭裁判所の報酬付与の審判が成年被後見人等の死亡後に行われた場合は、報酬を付与するとされた成年被後見人等を助成の対象とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付等受給者
- (3) 次に掲げる要件のすべてに該当する者
  - ア 町民税非課税世帯
  - イ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で25万円以下、世帯員が1人増えるごとに25万円を加算した額以下
  - ウ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- (4) その他助成を受けなければ、制度の利用が困難であると町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人等が民法第725条に規定する成年被後見人等の親族である場合は、助成の対象としない。

3 第1項の成年後見人等の報酬等に係る費用に対する助成は、家庭裁判所が決定した金額の範囲内とする。

(助成金の申請等)

第8条 前条に規定する費用の助成を申請する者は、成年被後見人等又は、その成年後見人等(以下「申請者」という。)とし、申請者は成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に対して申請することができる。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 報酬付与の審判定定通知書の写し
- (3) 公的年金等の源泉徴収票、申告書、預金通帳の写しその他収入が確認できる書類
- (4) 家庭裁判所に提出した財産目録の写しその他財産状況が確認できる書類

2 前項の規定による助成の申請は、助成の対象となる費用が必要となった審判に係る審判書の謄本が成年後見人等に到着した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の決定)

第9条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により、助成の可否を申請者に通知するものとする。

(助成費用の請求)

第10条 助成金の支給の決定通知を受けた申請者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第5号)により、当該助成金の支給を町長に請求するものとする。

(報告義務)

第11条 成年後見人等は、助成を受ける成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

(助成の中止及び変更)

第12条 町長は、助成を受ける成年被後見人等の資産状況及び生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めるときは、助成の中止又は助成額の変更をすることができる。

(助成金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者がいるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の川辺町成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定によりなされた町長が行う審判の請求、その費用の求償及び成年後見人等に対する報酬の助成の申請については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第6条の規定については、後見開始等の審判の確定日がこの要綱の施行の日以後であるものから適用する。
- 4 第7条から第10条までの規定については、この要綱の施行の日以後に報酬付与の審判が決定した報酬について適用する。

様式第1号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

岐阜家庭裁判所御嵩支部 御中

川辺町長 印

上 申 書

本町では、 年 (家)第 号の成年後見開始事件につき、成年後見開始の審判の申し立てを行ったところであり、それに係る手続き費用を負担しております。

つきましては、家事事件手続法第28条第2項の規定により成年被後見人に次のとおり申立費用の負担を命じていただきますようお願い申し上げます。

- 1 申立対象者 氏 名  
住 所
- 2 申 立 人 川辺町長
- 3 手続き費用 円  
(内訳)収入印紙代 円  
郵便切手代 円  
診 断 書 料 円  
鑑 定 料 円
- 4 申立の理由

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

川辺町長 印

後見開始等審判請求に要した費用の請求について

年 月 日に 家庭裁判所にて行った後見開始等審判請求に要した費用について、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づき、下記のとおり納付願います。

記

1 審判請求の内容

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 審判の種類

2 審判請求に要した費用 円

内訳	収入印紙代	円
	郵便切手代	円
	診断書料	円
	鑑定料	円

3 費用の納付について

- (1) 請求金額 円
- (2) 納付期日 年 月 日

※同封の納入通知書兼領収書により、指定金融機関又収納代理金融機関に納付してください。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

川辺町長 様

申請者 住所  
氏名

成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

川辺町成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、申請にあたり、成年被後見人等の収入の状況、その他の審査に必要な事項について、川辺町長が調査・照会等することを承諾します。

成年被後見人等	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
	施設入所の場合施設の名称及び所在地			
成年後見人等	住所	電話番号		
	氏名		後見等の種類	
助成金申請額	成年後見人等への報酬	事件番号	号	円(※報酬付与の審判により決定した額)
生活保護受給の有無		<input type="checkbox"/> 有 (受給開始年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		
添付書類		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 報酬付与の審判決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票、申告書、預金通帳の写しその他収入が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所に提出した財産目録の写しその他財産状況が確認できる書類		
申請の理由				



様式第4号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

川辺町長

成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました川辺町成年後見制度利用支援事業助成金について、川辺町成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により、成年被後見人等に対し次のとおり決定したので通知します。

成年被後見人等	住所	
	氏名	
	入所施設名	
成年後見人等	住所	
	氏名	
	後見等の種類	
申請年月日	年 月 日	
決定年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 支給	成年後見人等への報酬等	助成額 円
	決定理由	
<input type="checkbox"/> 不支給	決定理由	

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

川辺町長 様

住所

氏名

年 月 日決定を受けた川辺町成年後見制度利用支援事業助成金について、次のとおり請求します。

助成金支給対象者 (成年被後見人等)	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
	施設入所者の場合施設の名称及び所在地			
成年後見人等	住所			
	氏名		後見等の種類	
請求金額	成年後見人等への報酬等	円		

振込口座	金融機関名			
	本支店名			
	預金種別			
	口座番号			
	口座名義人	(フリガナ)		

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)